

## 多様な保育ニーズへの対応 (指定制における取扱)

	事業名	留意事項
指定制の対象とする事業	<p>こども園(仮称) → (総合施設(仮称)、幼稚園、保育所、指定のみの施設)</p> <p>小規模保育 家庭的保育 居宅訪問型保育 事業所内保育施設</p>	<p>こども園 給付(仮称)</p> <p>地域型保育 給付(仮称)</p> <p>毎日利用が基本であり、個人給付として複数の選択肢を確保する必要のある事業が対象。</p> <p>※ こども園(仮称)は児童数20人以上、小規模保育は児童数19人以下、家庭的保育は児童数9人以下を想定。</p> <p>※ 短時間利用については、定員枠を設ける。</p> <p>※ 指定基準は現行事業の基準以上を基本とするが、小規模保育、居宅訪問型保育など、新規のメニューについては、質の確保・向上の観点から要検討。</p> <p>※ 事業所内保育施設の従業員枠の扱いは要整理。</p>
指定事業者 給付メニューと して対応する もの	早朝・夜間保育(実施加算) 休日保育(実施加算)	<p>こども園(仮称)での実施が基本。(小規模保育等での実施も可。)</p> <p>※ 夜間保育については、指定基準の検討と併せて上乗せ単価を検討。</p> <p>※ 休日保育については、延長保育と同様、事業構成とすることが適当か、更に検討。</p>
事業構成と整 理する事業	延長保育事業 病児・病後児保育事業	市町村事業として整理。
指定事業者間 の調整で対応 できるもの	広域利用	保育を必要とする子どもの広域利用について、市町村間の事前調整のルール化を検討。

## 総合施設(仮称)の創設

- 学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する総合施設(仮称)を創設する。

※ ここで言う「学校教育」とは、学校教育法に位置付けられる小学校就学前の子どもを対象とする教育(幼児期の学校教育)を言い、「保育」とは児童福祉法に位置付けられる乳幼児を対象とした保育を言う。以下同じ。

ア 満3歳以上児の受入れを義務付け、標準的な教育時間の学校教育をすべての子どもに保障。

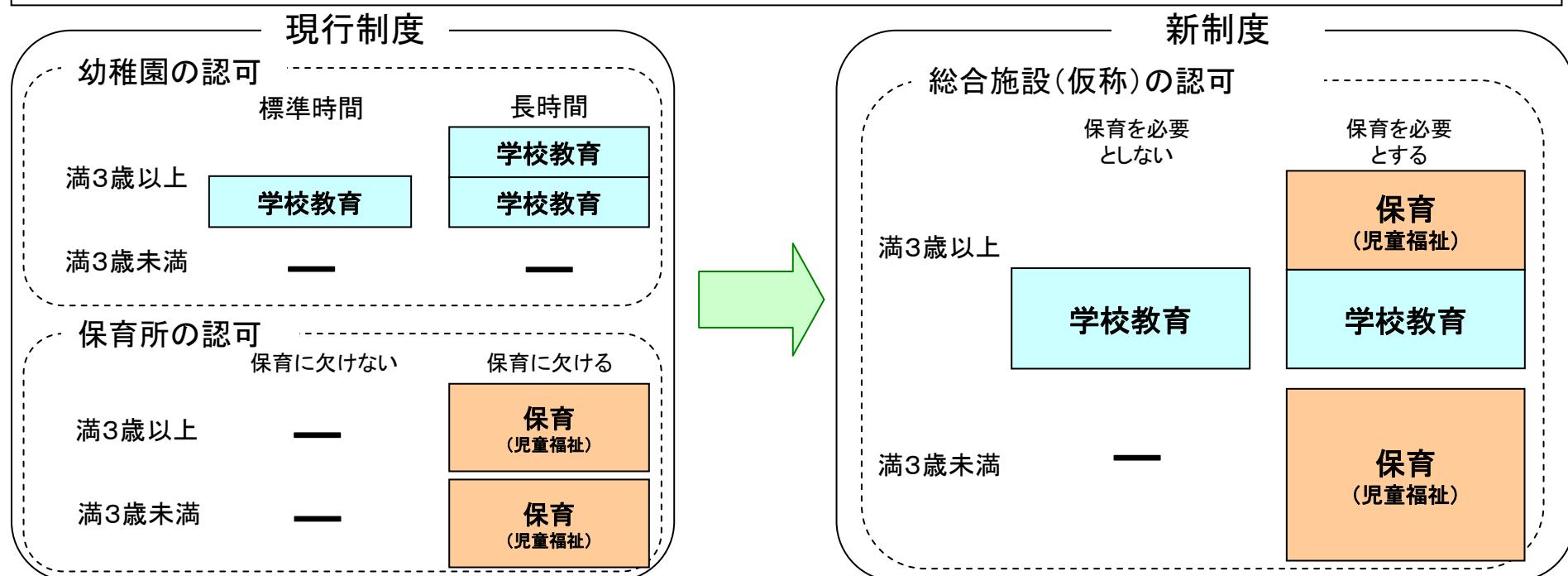
また、保育を必要とする子どもには、学校教育の保障に加え、保護者の就労時間等に応じて保育を保障。

イ 保育を必要とする満3歳未満児については、保護者の就労時間等に応じて保育を保障。

- 総合施設(仮称)については、学校教育法、児童福祉法及び社会福祉法における学校(1条学校)、児童福祉施設及び第2種社会福祉事業として位置づける。

- なお、満3歳未満児の受入れは義務付けないが、財政措置の一体化等※により、満3歳未満児の受入れを含め、幼稚園及び保育所等の総合施設(仮称)への移行を促進する。

※ 例えば、現行制度でいえば、幼稚園型認定こども園の保育所機能部分、保育所型認定こども園の幼稚園機能部分についても基準を満たせば財政措置を受けられるようにすることや、調理室等への補助制度を創設すること、保育単価等によるインセンティブを付与することなど。



## 施設の一体化～総合施設(仮称)の創設～

- ① 学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する総合施設(仮称)※を創設する。

※ 総合施設(仮称)の名称については、今後検討。

- ② 総合施設(仮称)の創設により、次の内容を実現する。

### ア 学校教育法及び児童福祉法上の位置づけの付与による学校教育・保育の質の保障

- ・ 現行の保育所における幼児教育※に対し学校教育(1条学校)としての位置づけを付与するとともに、現行の幼稚園の預かり保育のうち、保育の必要性の認定を受けた子どもを対象とするものに対し児童福祉としての位置づけを付与する。
- ・ これにより、学校としての基準(学級担任制、面積基準等)と児童福祉施設としての基準(人員配置基準、給食の実施等)を併せ持つ基準を適用し、質の高い学校教育・保育を保障する。

※ 満3歳以上の幼児を対象とするもの。満3歳以上の幼児を対象とする保育所については、総合施設(仮称)へ移行する。

### イ 保育の量的拡大

現行の幼稚園が保育機能を強化することにより、保育の量的拡大を図る。

### ウ 家庭における養育の支援の強化

現行の幼稚園・保育所が、地域の拠点として、地域の子ども・家庭に対する養育の支援を必須の事業として実施することにより、地域の子ども・家庭に対する養育の支援機能を強化する。

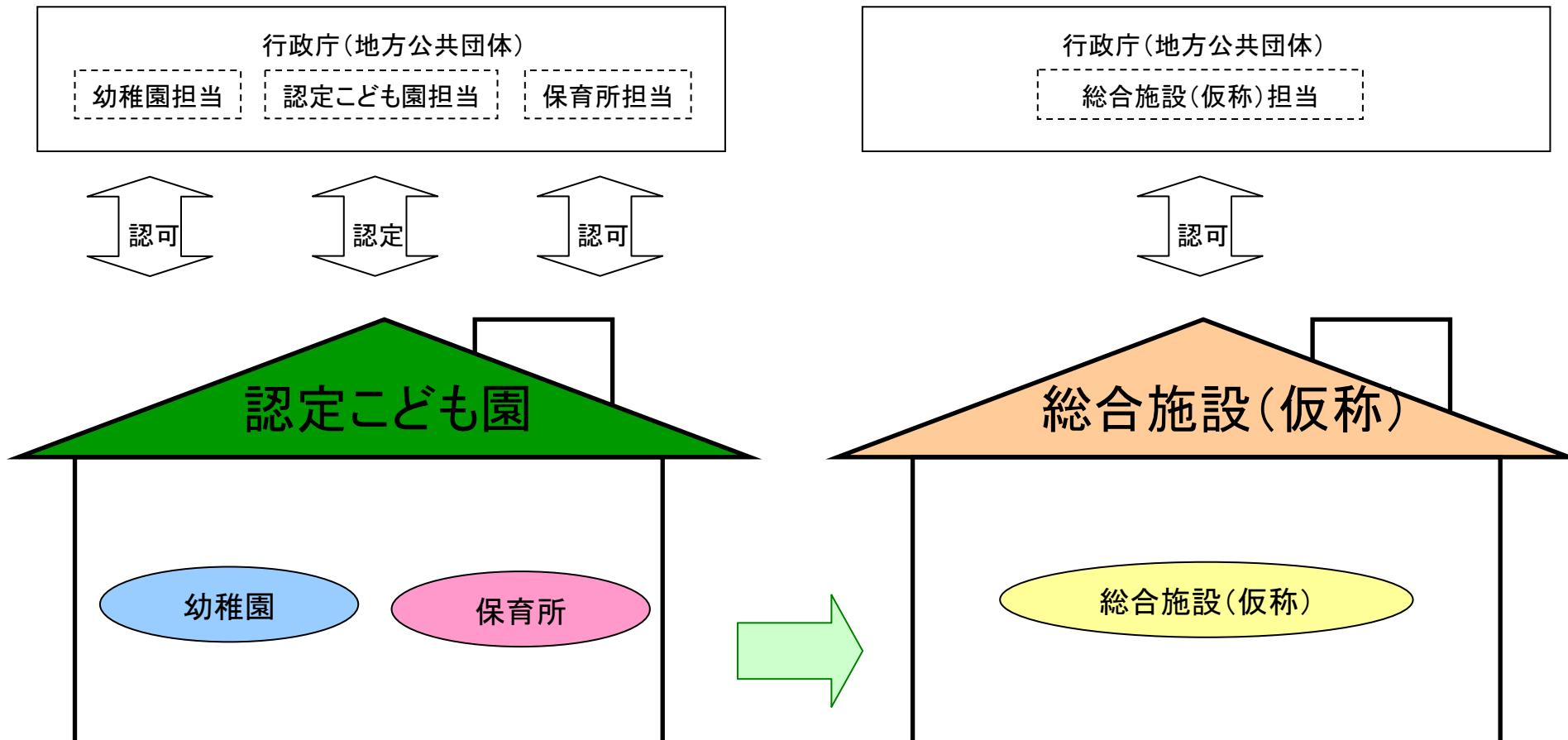
※ 他の事業も含めた施設の取組状況や地域の実情等に応じ、地域子育て支援事業等により行う。

### エ 二重行政の解消

現行の幼稚園、保育所、認定こども園に対する行政庁(地方公共団体)の認可・認定を一本化することにより、二重行政の解消を図る。

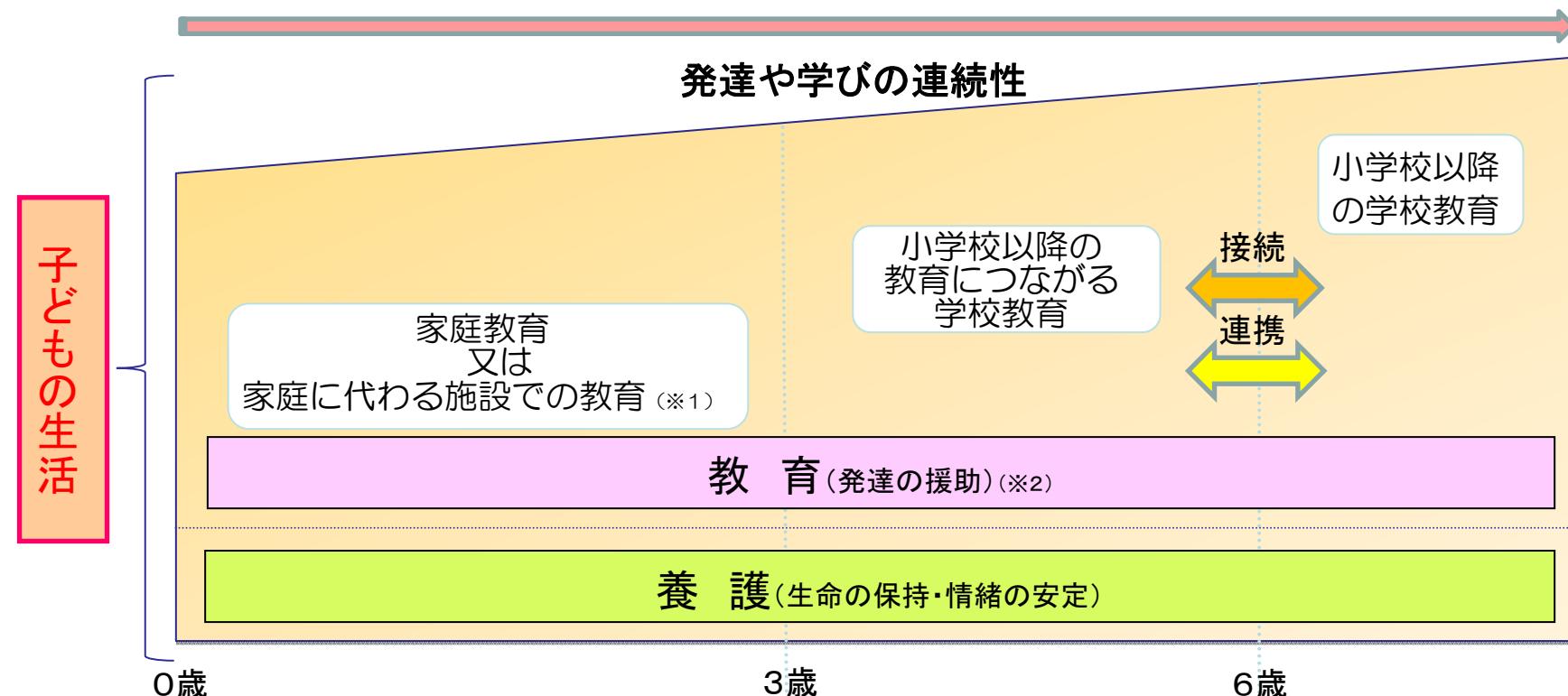
## 総合施設(仮称)の創設 ～二重行政の解消～

- 現行の幼保連携型認定こども園を運営するためには、幼稚園、保育所、認定こども園に対する行政庁の認可・認定が必要となっている。
- 総合施設(仮称)においては、総合施設(仮称)の認可に一本化される。



## 総合施設保育要領(仮称)上の取扱い(イメージ図)

- 総合施設(仮称)は、小学校就学前の子どもを対象とする学校教育(幼児期の学校教育)と乳幼児を対象とする児童福祉法上の保育を提供することを目的とする施設であり、法制度上の定義・用語については、学校教育と保育を提供する施設と位置づける必要がある。
- 他方、学校教育法における幼稚園における具体的な指導方法については、学校教育法第22条において、「幼児を保育」することとされており、「保育」という用語を使用しているが、これは幼児の発達の段階に鑑み、教育を行うにあたっては一定の養護が必要であることが理由である。
- このように、施設における子どもに対する具体的な指導・援助の方法については、幼稚園・保育所のいずれも「保育」という用語を使用していることを踏まえ、総合施設(仮称)における具体的な指導・援助の要領については、その名称を「総合施設保育要領(仮称)」とした上で、「保育」という用語を使用することとする。



※1 保育所で行われる教育は、保育を必要とする子どもに対し、子どもの生活全体を保障する中で提供される家庭に代わる教育であるが、保育には、入所している多数の子どもとの間に愛着関係や信頼関係を構築することが求められること、複数の保育士で多数の子どもを保育するため保育士同士の緊密な連携が求められること、子ども集団全体の健康及び安全の確保が求められることなど、家庭には求められない専門性が必要となる。

※2 教育(発達の援助)には、家庭教育又は家庭に代わる施設での教育、小学校以降の教育につながる学校教育、小学校以降の学校教育すべてが含まれる。40

## 総合施設(仮称)の具体的制度設計の概要

	認定こども園(幼保連携型)	総合施設(仮称)
根拠法	【認定こども園】認定こども園法 【幼稚園】学校教育法 【保育所】児童福祉法	総合施設法(仮称)  国、地方公共団体、学校法人、社会福祉法人及び一定の要件を満たした株式会社、NPO等の法人  ※一定の要件を満たした法人を国、地方公共団体、学校法人、社会福祉法人と同じ扱いとするか、学校教育体系の原則に基づき、国、地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人を原則とし、一定の要件を満たした法人は地域の実情に応じた例外とするか、については、今後検討。 ※一定の要件については、例えば総合施設(仮称)の経営に必要な財産を有すること等が考えられる。 ※上記のほか、会計間の繰り入れ制限を行うか否か等については、今後検討。
設置主体	【幼稚園】国、地方公共団体及び学校法人 【保育所】設置主体制限なし	都道府県知事(教育委員会が一定の関与) ※大都市特例等は今後検討(市町村主体を含む)
認可・指導監督権者	【認定こども園】認定権者:都道府県知事(又は教育委員会) 【幼稚園】公立:都道府県教育委員会、私立:都道府県知事 【保育所】都道府県知事、指定都市市長、中核市市長	自己評価:義務 関係者評価、第三者評価:努力義務 積極的情報提供:義務
評価・情報公開	【認定こども園】積極的情報提供:義務 【幼稚園】自己評価:義務、学校関係者評価:努力義務、積極的情報提供:義務 【保育所】自己評価:努力義務、第三者評価:努力義務、積極的情報提供:努力義務	園長、保育教諭(仮称)、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、調理員 ※職員の資格については、教員免許・養成制度の見直し及び保育士資格制度の見直しの検討状況を踏まえた上で検討する。
職員	【認定こども園】(満3歳未満)保育士 (満3歳以上)学級担任:教諭 長時間利用児保育:保育士 【幼稚園】 園長、教頭、教諭、学校医、学校歯科医、学校薬剤師 【保育所】 保育士、嘱託医、調理員	公立:教育公務員としての各種特例(新任者に対する研修等) 私立:教員について研修の充実が図られなければならない +職員が必要な知識等の修得に努める義務
研修	【幼稚園】公立:教育公務員としての各種特例(初任者研修等) 私立:学校の教員として研修の充実が図られなければならない 【保育所】公立:地方公務員としての各種研修 +児童福祉施設の職員として必要な知識等の修得に努める 私立:児童福祉施設の職員として必要な知識等の修得に努める	公立:立入検査、改善勧告、改善命令、事業停止命令、閉鎖命令 私立:立入検査、改善勧告、改善命令、事業停止命令、閉鎖命令
監督	【認定こども園】認定の取消 【幼稚園】公立:変更命令、閉鎖命令 私立:閉鎖命令のみ(変更命令は適用除外) 【保育所】公立:立入検査、改善勧告、改善命令、事業停止命令 私立:立入検査、改善勧告、改善命令、事業停止命令、認可の取消	総合施設(仮称)における政治教育その他政治的活動の禁止  (教員) 公立:国家公務員と同様の制限(所属地方公共団体の内外にかかわらず制限) 私立:制限なし
政治的行為の制限	【幼稚園】幼稚園における政治教育その他政治的活動の禁止 【保育所】制限なし  【幼稚園教員】公立:国家公務員と同様の制限(所属地方公共団体の内外にかかわらず制限)、 私立:制限なし 【保育所職員】公立:原則として所属地方公共団体内で制限、 私立:制限なし	※総合施設(仮称)への移行に係る経過措置等の在り方について、今後検討。
(参考)		
財政措置	【幼稚園】私立:私学助成、幼稚園就園奨励費補助、公立:一般財源 【保育所】私立:保育所運営費負担金、公立:一般財源 ※他、認定こども園に対し、補正予算で安心こども基金を措置	こども園給付(仮称) ※既存の財政措置の取扱いについては今後検討

## IV. 子ども・子育て支援事業（仮称）

子ども・子育て支援事業（仮称）は、子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、市町村が地域の実情に応じて実施する以下の事業とする。

### 地域子育て支援事業（仮称）

- 以下の事業を地域子育て支援事業（仮称）として、市町村が地域のニーズ調査等に基づき実施する旨を法定。

- |               |                     |                |
|---------------|---------------------|----------------|
| • 地域子育て支援拠点事業 | • 一時預かり             | • 乳児家庭全戸訪問事業   |
| • 養育支援訪問事業    | • ファミリー・サポート・センター事業 | など（対象事業の範囲は法定） |

※市町村新システム事業計画（仮称）で需要の見込み、見込量の確保策を記載し、提供体制を計画的に確保。

- すべての子ども・子育て家庭を対象としたこれらの事業の実施が必要。特に、地域子育て支援拠点事業については、実施主体である市町村と当該事業者が連携し、個々の子育て家庭に身近な立場から、その実情に応じた、利用者支援の役割を果たすものとする。
- 一時預かりは、保護者の働き方に関わらず、日常生活を営む上での利用や、社会参加を行うための利用など、普遍的に子ども・子育て家庭に必要であり、すべての子ども・子育て家庭が身近に利用できる事業とする。
- 乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業は、都道府県等が実施する社会的養護、障害児支援と連携して実施。  
※ 市町村新システム事業計画（仮称）において、都道府県との連携や市町村が行う障害児の発達支援に着目した専門的な支援事業との連携方策を位置づけることを検討。
- 事業ごとに、質の確保を図る観点から、国は一律の基準を設定。

## 延長保育事業、病児・病後児保育事業

- 保護者の残業、子どもの病気など、保育の利用にかかる突発的な事情変化にきめ細かく対応できるよう、延長保育事業、病児・病後児保育事業を市町村の事業として位置づける。
  - ・延長保育事業：認定された保育の必要量を超えて保育を提供する事業
  - ・病児・病後児保育事業：病気の際に就労等で保護者による自宅での保育が困難な場合に、病児等の特性を踏まえた保育を提供する事業
- 延長保育事業、病児・病後児保育事業については、市町村が地域のニーズ調査等に基づき実施する旨を法定  
※市町村新システム事業計画（仮称）で需要の見込み、見込量の確保策を記載し、提供体制を計画的に確保。
- それぞれの事業について、質の確保を図る観点から、国は一律の基準を設定。

## 放課後児童クラブ

- 小学校4年生以上も対象となることを明記し、4年生以上のニーズも踏まえた基盤整備を行う。
- 放課後児童クラブについては、市町村が地域のニーズ調査等に基づき実施する旨を法定。  
※市町村新システム事業計画（仮称）で需要の見込み、見込量の確保策を記載し、提供体制を計画的に確保。
- 質を確保する観点から、人員配置、施設、開所日数・時間などについて、国は一律の基準を設定。  
※ 児童福祉法に位置づけることを検討
- 利用手続は市町村が定める。ただし、確実な利用を確保するため、市町村は、利用状況を隨時把握し（事業者は市町村に状況報告）、利用についてのあっせん、調整を行うことを検討。

## 妊婦健診

- 妊婦健診については、市町村新システム事業計画（仮称）の記載事項に位置づけることとし、市町村においてより確実な実施を図る。  
※市町村新システム事業計画（仮称）に位置づけることを法定。
  - 国が「健診回数・実施時期」及び「検査項目」について基準を示す。  
※ 母子保健法体系に位置づけることを検討。
- 
- ※ 子ども・子育て支援事業（仮称）の事業に係る国が定める基準と地方自治体の裁量との関係については、今後、更に検討。

## V. 社会的養護・障害児に対する支援

## (1) 考え方

- 新システムの給付・事業は、社会的養護施策の要保護児童、障害児等も含め、地域の子ども・子育て家庭を対象。
  - 要保護児童、障害児等も含め、地域の子ども・子育てに係る需要の見込み及び見込量の確保策を市町村新システム事業計画（仮称）に明記。（再掲）
- 都道府県等は、現在実施している、社会的養護、障害等のニーズに対応する専門性が高い施策を引き継ぎ担い、市町村が行う新システムの給付・事業との連携を確保する。
  - ※ 市町村（新システムの実施主体）と都道府県等（措置制度等の実施主体）との関係については、今後更に検討。



新システムの給付・事業と、専門性の高い固有の施策があいまって、すべての子ども・子育て支援施策を構成。

- ※ 都道府県等が行う児童相談所を中心とした体制、措置制度等は、市町村事業と密接に連携しつつ、引き続き専門性・広域性を生かして都道府県が担うことが適当であり、現行制度を維持する。
- ※ 障害児に対する支援については、障害者全般についての改革推進に係る議論の状況等を踏まえ検討することが必要。

## (2) こども園（仮称）等での取組

### ① 市町村新システム事業計画（仮称）

市町村は、地域における学校教育・保育の需要の見込み（要保護児童、障害児等も含む）及び見込量確保のための方策を市町村新システム事業計画（仮称）に明記。（再掲）

## ② 利用支援

特別な支援が必要な子どもなど、あっせん（市町村による利用可能な施設との契約の補助）による利用が必要と判断される場合には、市町村が、関係機関とも連携して利用調整を行い、保育の必要性の認定等と合わせて、利用可能な施設・事業者をあっせんする。（再掲）

【注】当面、保育需要が供給を上回っている場合も、特別な支援が必要な子どもなど、まず優先利用の対象となる子どもについて利用調整を行う。具体的な仕組みは検討。

## ③ 措置による利用

契約による利用が著しく困難と判断した場合には、市町村が措置による入所・利用を行うこととし、その仕組みを検討する。（再掲）

※ 虐待予防の観点から保育の利用が必要と判断される場合など

## （3）地域子育て支援事業（仮称）

- 市町村は、すべての子ども・子育て家庭を対象に、地域のニーズを踏まえ、地域子育て支援事業（仮称）を実施。その一環として、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業など虐待予防等の支援に資する事業を実施。
- 地域子育て支援事業（仮称）についても、市町村新システム事業計画（仮称）で需要の見込み、見込量の確保策を立て、計画的に事業を実施。（再掲）

## （4）市町村と都道府県との連携

- 市町村と都道府県の相互の連携について市町村新システム事業計画（仮称）、都道府県新システム事業支援計画（仮称）に位置づけることを検討する。（再掲）  
→市町村が行う新システムの給付・事業と都道府県が行う専門性が高い施策との連携を確保
- 都道府県は、児童相談所等の専門機関による支援、現行の措置制度の運営などを引き続き担いつつ、広域的・専門的な立場から、市町村の新システムの給付・事業の運営を支援する。

## VI. 子ども・子育て包括交付金(仮称)

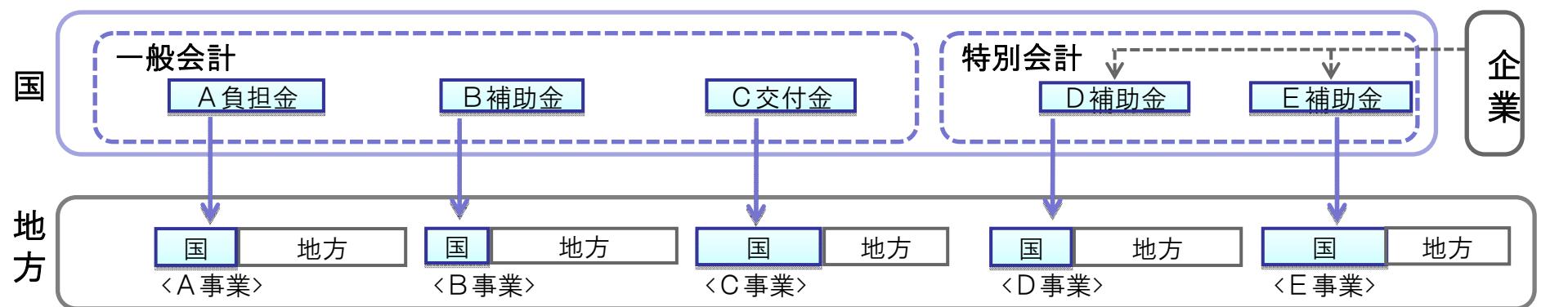
## 子ども・子育て包括交付金（仮称）等

- 国から市町村に対し、市町村新システム事業計画（仮称）に盛り込まれた給付・事業の実施に必要な費用を包括的に交付するものとして、子ども・子育て包括交付金（仮称）を検討する。
  - ※ 交付金の対象となる給付・事業の範囲については、新システムの給付・事業の制度設計に加え、既存の財政措置との関係などを踏まえて、今後検討。
  - ※ 対象となる給付・事業に区分を設けることの是非については、当該給付・事業の性質（義務的経費・裁量的経費）等や市町村の自由度を高める制度改正の趣旨も踏まえ今後検討。
  - ※ 子ども・子育て包括交付金（仮称）と地域自主戦略交付金との関係について、今後検討する。
- 市町村における会計
  - 国からの交付金は、子ども・子育てのために使われるものであるため一般会計での対応を基本とする。あわせて、子ども・子育てに使われたことが確認できる仕組みを今後検討。
- 国における会計（子ども・子育て勘定（仮称））
  - 費用負担の検討に応じ、区分経理の必要性を検討。
    - ※ 子ども・子育て会議（仮称）によるチェックなど、関係当事者の参画による運営の透明性の確保を前提。

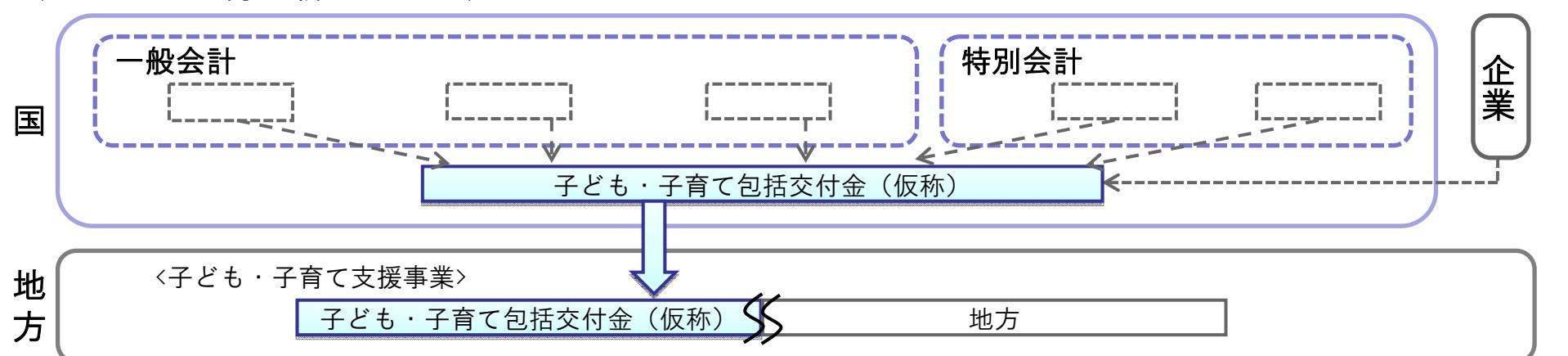
## 子ども・子育て包括交付金（仮称）

- 現在は、個々の事業・施策ごとに国庫補助等が行われている。負担割合も個々に設定。個々の事業等の間の融通もきかない仕組みであり、国からの財源保障も様々。
- 新システムにおいては、これらの国庫補助等の仕組みを一体化し、市町村が新システムの実施に要する費用を包括的に交付する仕組みとする。

(現行)



(子ども・子育て新システム)



※ 対象となる給付・事業に区分を設けることは非については、当該給付・事業の性質（義務的経費・裁量的経費）等や市町村の自由度を高める制度改正の趣旨も踏まえ今後検討。

## VII. 子ども・子育て会議（仮称）

子ども・子育て会議（仮称）= 関係当事者が主体的に子ども・子育て支援施策にかかわる、新たな行政運営の仕組み

- 有識者、地方公共団体、労使代表を含む負担者、子育て当事者、関係団体、NPO等の子育て支援当事者等が、子育て支援施策のプロセス等に参画・関与できる仕組みとして、国に子ども・子育て会議（仮称）を設置

＜考えられる機能＞

- ・国の基本指針（仮称）（地方自治体の計画策定の指針等）その他の重要方針の審議
- ・新システムの対象となる施策のあり方についての審議
- ・各年度の事業方針の審議、費用の使途実績、事業の効果等の点検・評価など

- 地方にも、関係当事者が新システムの運営に参画する仕組み（例：地方版子ども・子育て会議）を設けることと具体的な方策について今後検討

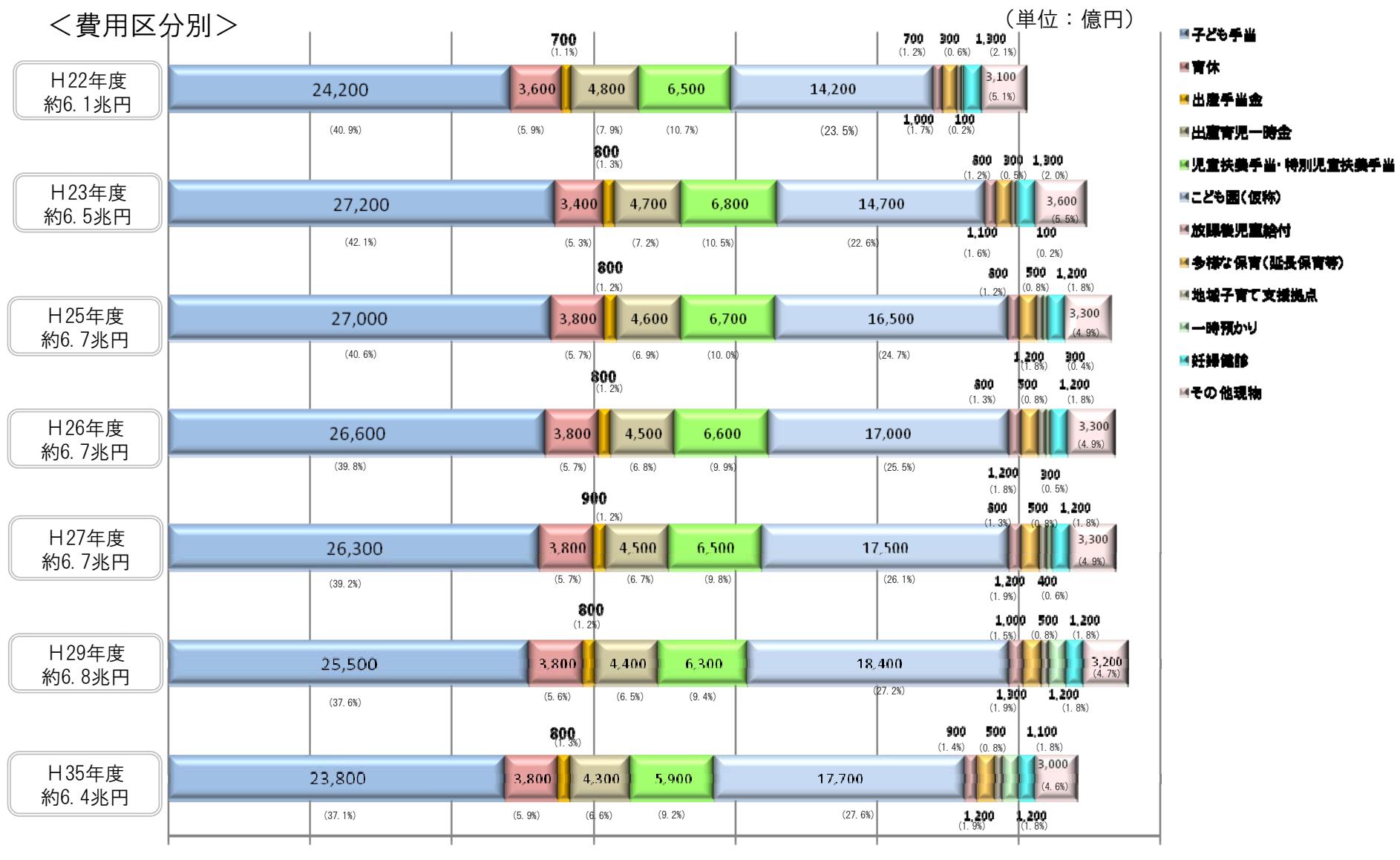
## VIII. 費用負担

## 費用負担

- 基本制度案要綱においては、「社会全体（国・地方・事業主・個人）による費用負担」と記載されている。
- 新システムの施策については、給付等に応じて、税制抜本改革による財源確保を前提とし、公費を中心に負担することとし、具体的な負担のあり方については、今後検討する（なお、基本制度案要綱に記載された事業主拠出については、現行制度も参考に、事業主拠出の対象範囲の明確化や事業主の意見が使途等に反映等される仕組みの必要性も踏まえて、今後検討）。
- 新システムにおける利用者負担については、新システムが、「保護者の子育てについての第一義的責任」を前提としつつ、「社会全体で子ども・子育てを支援する」ものであることを踏まえ、施設と利用者の適切な利用関係の確保に資するよう、低所得者に一定の配慮を行いつつ、利用者に一定の負担を求めることとし、その具体的なあり方については、今後検討する。
- その際、すべての子どもに質の確保された学校教育・保育を保障するとの考え方を踏まえて定める。
- 既存の財政措置との関係について、今後検討し、その結果に応じて、適切な制度設計を行う。

## 現金給付+現物給付の年次推移（量的拡充）：子ども手当1.3万円ベース

○ 子ども・子育てビジョンによれば現物給付の量的拡大が継続するため、平成29年度まで給付総額は増加するが、平成30年度以降児童人口の減少を反映して給付総額は減少していく。

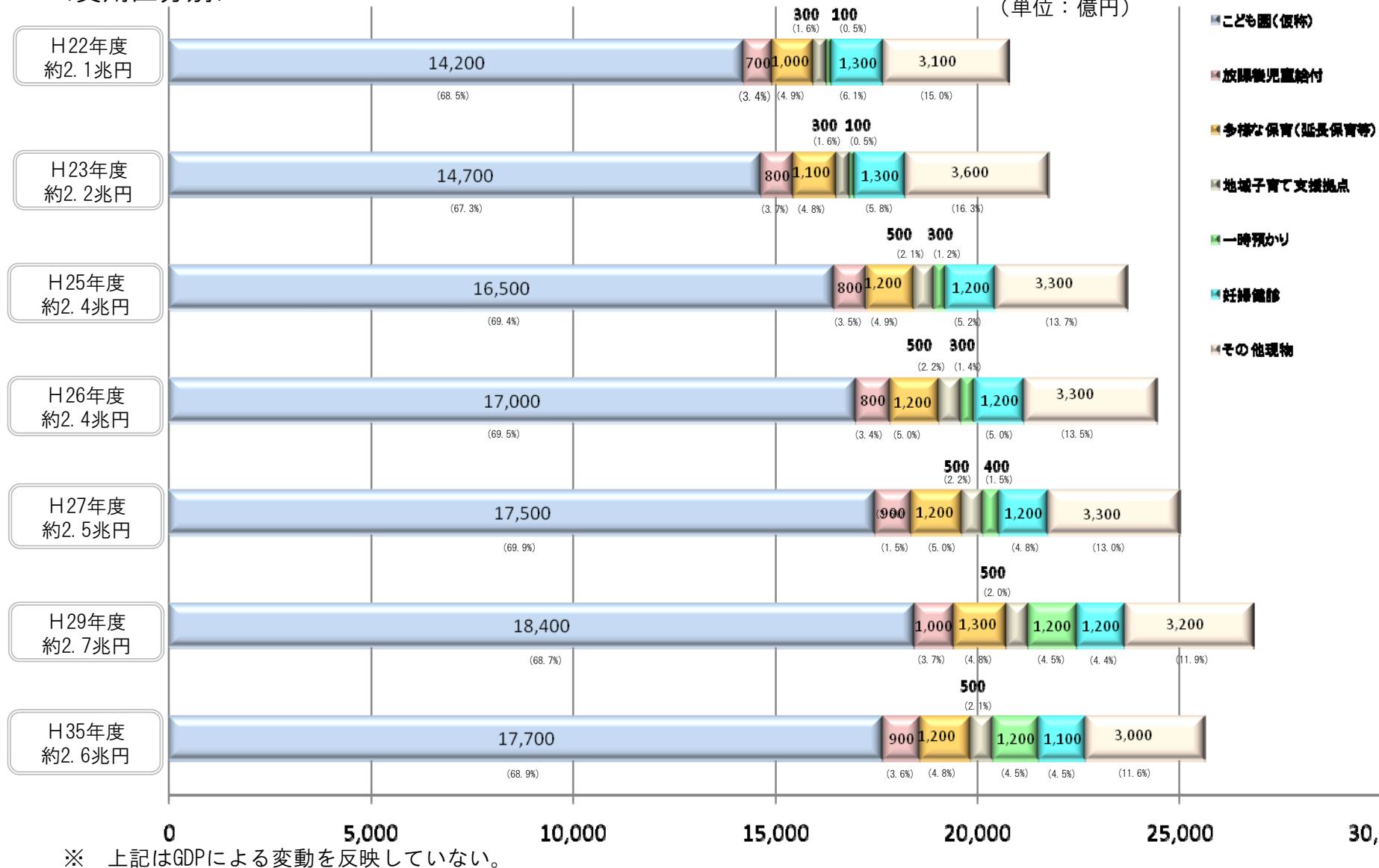


※ H22年度の子ども手当の額は10月分であり、児童手当2月分を含んでいます。  
※ 上記はGDPによる変動を反映していない。

## 現物給付の年次推移（量的拡充）

○ こども園給付(仮称)、放課後児童クラブ、一時預かり等は、子ども・子育てビジョンによれば、平成29年度まで増加が続く。

### <費用区分別>



# 新システムの実施に向けた考え方

- 潜在ニーズを含む保育等の量的拡充は、最優先で実施すべき喫緊の課題。
- これと併せて、職員配置の充実など必要な事項について、子ども・子育て新システムの制度の実施のため、財源を確保しながら、実施。

## 【主な内容】

- 保育、放課後児童クラブ、地域子育て支援、社会的養護等の量的拡充 ※子ども・子育てビジョンベース
- 0～2歳児保育の体制強化による待機児童の解消
  - ・ 現在の幼稚園の0～2歳児保育への参入の促進
  - ・ 小規模保育など新たなサービス類型を創設
  - ・ 長時間の保育ニーズへの対応・延長保育の充実 等
- 質の高い学校教育・保育の実現(幼保一体化の推進)
  - ・ 3歳児を中心とした配置基準の改善
  - ・ 病児・病後児保育、休日保育の充実
  - ・ 地域支援や療育支援の充実
  - ・ 給付の一体化に伴う所要の措置 等
- 総合的な子育て支援の充実
  - ・ 子育て支援コーディネーターによる利用支援の充実 等
- 放課後児童クラブの充実
- 社会的養護の充実

(追加所要額)  
1兆円超  
(2015年)

※1 上記のほか、更なる質の向上のため、職員の処遇の更なる改善、長時間の保育ニーズへの更なる対応等に取り組む。

※2 「社会保障・税一体改革成案」(平成23年6月30日 政府・与党社会保障改革検討本部決定)においては、税制抜本改革によって財源を措置することを前提に、2015年における子ども・子育て分野の追加所要額(公費)は0.7兆円程度(税制抜本改革以外の財源も含めて1兆円超程度の措置を今後検討)とされた。

※3 基本制度案要綱では「社会全体(国・地方・事業主・本人)による費用負担」と記載。新システムの施策については、給付等に応じて、税制抜本改革による財源確保を前提とし、公費を中心に負担することとし、具体的な負担の在り方については今後検討(なお、基本制度案要綱に記載された事業主拠出については、現行制度も参考に、事業主拠出の対象範囲の明確化や事業主の意見が使途等に反映等される仕組みの必要性も踏まえて、今後検討)。(P. 56参照)

※4 上記の追加所要額には、施設整備費は含まれない。(なお、幼稚園における調理室の新設や緊急的な基盤整備(耐震化を含む)等に係る施設整備費補助については引き続き実施する。)

※5 指定制の導入による保育等への多様な事業主体の参入を促進。(質を確保するための基準とあわせて質の改善を図る。)

※6 質の改善に直接つながる職員配置の充実、その他の職員の処遇改善等については、順次、優先順位をつけながら、実現を図る。

※7 職員の定着・確保を図るため、キャリアアップの仕組みと併せた処遇の仕組みを検討することが必要。その際、職員のキャリアアップに資する観点から、幅広い業務経験を可能とするための運営のあり方についても検討を進める。

(注) ここで言う「学校教育」とは、学校教育法に位置付けられる小学校就学前の子どもを対象とする教育(幼児期の学校教育)を言い、「保育」とは児童福祉法に位置付けられる乳幼児を対象とした保育を言う。

## IX . その他

## 実施体制

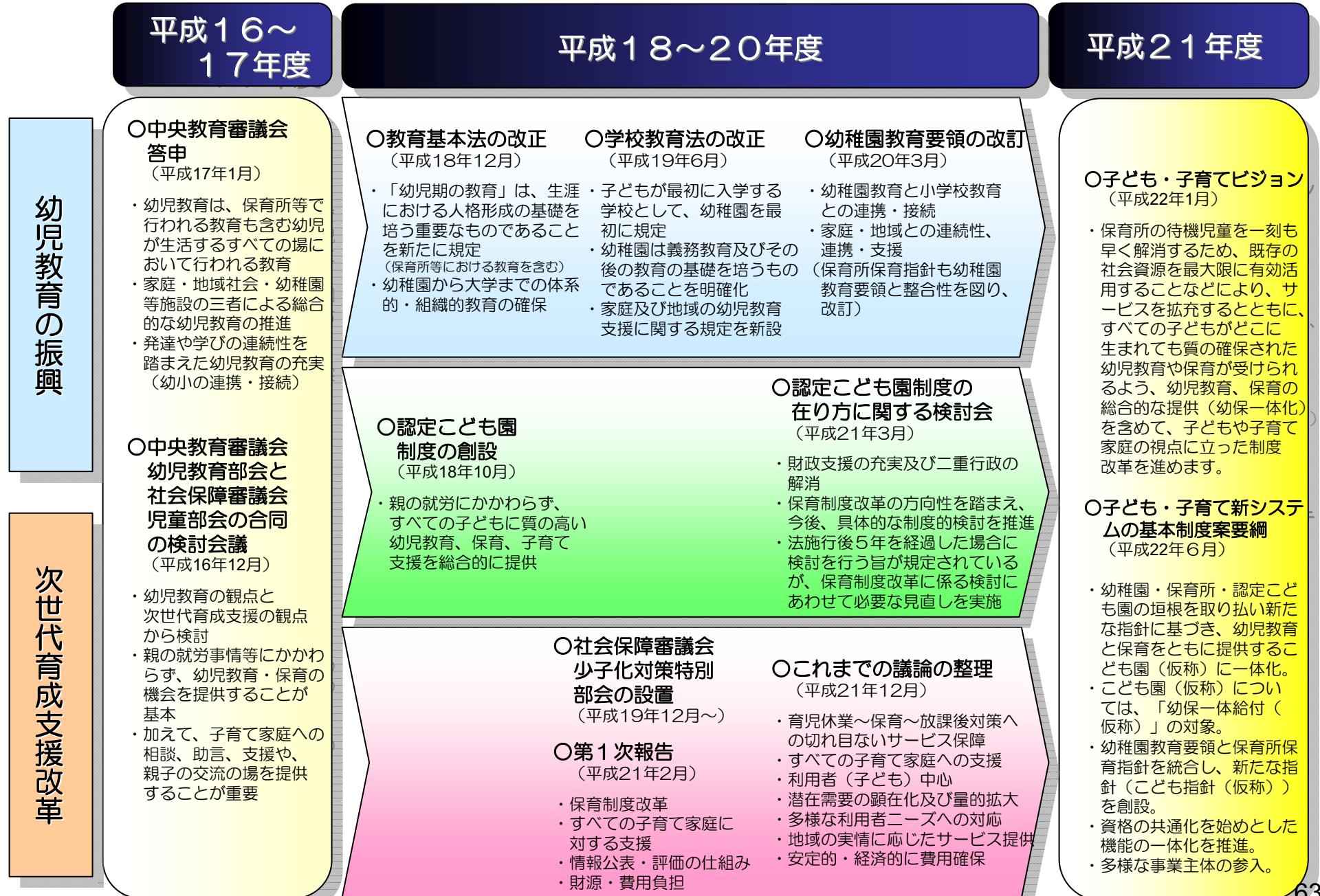
- 新システムを一元的に実施する子ども家庭省（仮称）の創設に向けて検討する。
- なお、国及び地方における実施体制の一元化については、新システムに係る給付の仕組み全般、PDCAサイクルの在り方等に係る議論を踏まえ、検討する。

## ワーク・ライフ・バランス

- 基本制度案要綱では、子ども・子育て新システムの内容として「ワーク・ライフ・バランスの実現」を掲げている。
- 今後新システム上どのように位置づけるか検討を進める。

# 參考資料

# これまでの幼児教育の振興及び次世代育成支援改革の流れ



# 「子ども・子育てビジョン」

**基本理念の転換**  
(子どもと子育てを応援する社会)

家族や親が子育てを担う  
«個人に過重な負担»

社会全体で子育てを支える  
«個人の希望の実現»

**バランスのとれた**  
**総合的な子育て支援**

«子育て家庭等への支援»

- ・子ども手当の創設
- ・高校の実質無償化
- ・児童扶養手当を父子家庭にも支給
- ・生活保護の母子加算

«保育サービス等の基盤整備»

- ・待機児童の解消に向けた保育や放課後対策の充実
- ・幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一体的な制度の構築に向けた検討

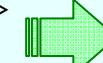
**待機児童の解消等に**  
**向けた明確な数値目標**  
**(5年後の姿)**

○潜在的な保育ニーズに対応した保育サービスの拡充

＜保育サービスを受けている子どもの割合＞

[現状] 3歳未満児の **4人に1人** (24%)

$$\begin{cases} 3歳未満児 : 75万人 \\ 全体 : 215万人 \end{cases}$$



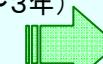
[H26] 3歳未満児の **3人に1人** (35%)

$$\begin{cases} 3歳未満児 : 102万人 \\ 全体 : 241万人 \end{cases}$$

※ 年5万人の増

○放課後児童クラブの充実(主に小学校1～3年)

[現状] **5人に1人** (81万人)



[H26] **3人に1人** (111万人)

**「企業の取組」を促進**

○次世代認定マーク(くるみん)の取得促進(652企業 ⇒ 2,000企業)

○入札手続き等における対応の検討(企業努力の反映などインセンティブ付与)

**「地域の子育て力」を重視**

○すべての中学校区に地域子育て支援拠点を整備(7,100か所 ⇒ 10,000か所)

○商店街の空き店舗や学校の余裕教室・幼稚園の活用

**「男性の育児参加」を重視**

○男性の育児休業取得を促進

[現状] 男性育児休業取得率 **1. 23%**



[H29] **10%** \*参考指標

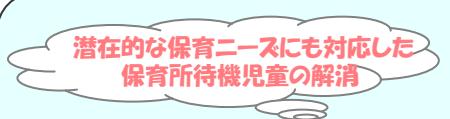
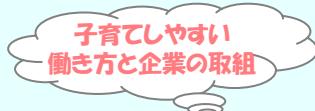
○男性の育児参加を促進

[現状] 
$$\frac{6歳未満の子どもをもつ}{男性の育児・家事時間}$$
 **1日 60分**



[H29] **1日 2時間30分** \*参考指標

# 主な数値目標等

	[現状]	[H26目標値]		[現状]	[H26目標値]
ONICU（新生児集中治療管理室）病床数 (出生1万人当たり)	21.2床	⇒ 25~30床	○地域子育て支援拠点事業	7100か所 ⇒ 10000か所 (市町村単独分含む)	
○不妊専門相談センター	55都道府県市	⇒ 全都道府県・指定都市・中核市	○ファミリー・サポート・センター事業	570市町村 ⇒ 950市町村	
			○一時預かり事業（延べ日数）	348万日 ⇒ 3952万日	
			○商店街の空き店舗の活用による子育て支援	49か所 ⇒ 100か所	
	[現状]	[H26目標値]		[現状]	[H26目標値]
○平日昼間の保育サービス（認可保育所等） (3歳未満児の保育サービス利用率) (75万人(24%) ) (102万人(35%) )	215万人	⇒ 241万人	○週労働時間60時間以上の雇用者の割合	10% ⇒ 半減 (H29) *参考指標	
○延長等の保育サービス	79万人	⇒ 96万人	○男性の育児休業取得率	1.23% ⇒ 10% (H29)*参考指標	
○病児・病後児保育（延べ日数）	31万日	⇒ 200万日	○6歳未満の子どもをもつ男性の育児・家事 関連時間（1日当たり）	60分 ⇒ 2時間30分 (H29) *参考指標	
○認定こども園	358か所	⇒ 2000か所以上 (H24)			
○放課後児童クラブ	81万人	⇒ 111万人			
	[現状]	[H26目標値]		[現状]	[H26目標値]
○里親等委託率	10.4%	⇒ 16%	○第1子出産前後の女性の継続就業率	38% ⇒ 55% (H29)*参考指標	
○児童養護施設等における小規模グループケア46か所	⇒ 800か所		○次世代認定マーク（くるみん）取得企業数	652企業 ⇒ 2000企業	

# 社会保障改革の推進について

平成22年12月14日  
閣議決定

社会保障改革については、以下に掲げる基本方針に沿って行うものとする。

## 1. 社会保障改革に係る基本方針

- 少子高齢化が進む中、国民の安心を実現するためには、「社会保障の機能強化」とそれを支える「財政の健全化」を同時に達成することが不可欠であり、それが国民生活の安定や雇用・消費の拡大を通じて、経済成長につながっていく。
- このための改革の基本的方向については、民主党「税と社会保障の抜本改革調査会中間整理」や、「社会保障改革に関する有識者検討会報告～安心と活力への社会保障ビジョン～」において示されている。
- 政府・与党においては、それらの内容を尊重し、社会保障の安定・強化のための具体的な制度改革案とその必要財源を明らかにするとともに、必要財源の安定的確保と財政健全化を同時に達成するための税制改革について一体的に検討を進め、その実現に向けた工程表とあわせ、23年半ばまでに成案を得、国民的な合意を得た上でその実現を図る。また、優先的に取り組むべき子ども子育て対策・若者支援対策として、子ども手当法案、子ども・子育て新システム法案(仮称)及び求職者支援法案(仮称)の早期提出に向け、検討を急ぐ。
- 上記改革の実現のためには、立場を超えた幅広い議論の上に立った国民の理解と協力が必要であり、そのための場として、超党派による常設の会議を設置することも含め、素直に、かつ胸襟を開いて野党各党に社会保障改革のための協議を提案し、参加を呼び掛ける。

## 2. 社会保障・税に関わる番号制度について

- 社会保障・税に関わる番号制度については、幅広く国民運動を展開し、国民にとって利便性の高い社会が実現できるように、国民の理解を得ながら推進することが重要である。
- このための基本的方向については、社会保障・税に関わる番号制度に関する実務検討会「中間整理」において示されており、今後、来年1月を目途に基本方針をとりまとめ、さらに国民的な議論を経て、来秋以降、可能な限り早期に関連法案を国会に提出できるよう取り組むものとする。

# 子ども・子育て新システム検討会議体制図

## 少子化社会対策会議

※全閣僚で構成

## 行政刷新会議

### 「子ども・子育て新システム検討会議」

【共同議長】 玄葉 光一郎 国家戦略担当大臣  
与謝野 馨 内閣府特命担当大臣（少子化対策）  
枝野 幸男 内閣府特命担当大臣（行政刷新）

【構成員】 片山 善博 総務大臣  
野田 佳彦 財務大臣  
高木 義明 文部科学大臣  
細川 律夫 厚生労働大臣  
海江田 万里 経済産業大臣  
内閣官房副長官（政務）

### 「作業グループ」

【主査】 末松 義規 内閣府副大臣（少子化対策）  
【構成員】 逢坂 誠二 総務大臣政務官  
吉田 泉 財務大臣政務官  
林 久美子 文部科学大臣政務官  
小宮山洋子 厚生労働副大臣  
田嶋 要 経済産業大臣政務官  
阿久津幸彦 内閣府大臣政務官（国家戦略担当）

### 「子ども・子育て新システム検討会議事務局」

【事務局長】 内閣府副大臣（少子化対策）  
【事務局長代理】 関係府省の局長クラスから事務局長が指名  
【事務局次長】 関係府省の審議官クラスから事務局長が指名  
【事務局員】 関係府省の職員から事務局長が指名

基本制度ワーキングチーム

幼保一体化ワーキングチーム

こども指針（仮称）ワーキングチーム

# 基本制度・幼保一体化・こども指針(仮称)ワーキングチームの設置

(平成22年9月16日子ども・子育て新システム検討会議作業グループ決定)

子ども・子育て新システム検討会議作業グループ(副大臣、政務官級会合)の下に、以下の3つのワーキングチームを設置。

## 子ども・子育て新システム検討会議作業グループ

### 基本制度WT

- ・子ども・子育て新システムの検討に当たって、子ども・子育て新システムの全体像や子ども・子育て会議(仮称)の運営の在り方等について、関係者と意見交換等を行う
- ・「子ども・子育て会議(仮称)」への移行も視野に入れて開催
- ・「幼保一体化ワーキングチーム」及び「こども指針(仮称)ワーキングチーム」における検討状況について、必要に応じて、報告を受ける

【開催実績】  
14回開催

### 幼保一体化WT

- ・こども園(仮称)の機能の在り方など、幼保一体化の具体的な仕組みを専門的に検討する
- ・本ワーキングチームにおける検討状況については、必要に応じて、「基本制度ワーキングチーム」に報告する

【開催実績】  
9回開催

### こども指針(仮称)WT

- ・専門的検討が必要であり、また期間を要する「こども指針(仮称)」について、先行して議論を開始する
- ・本ワーキングチームにおける検討状況については、必要に応じて、「基本制度ワーキングチーム」に報告する

【開催実績】  
6回開催

# 各ワーキングチーム構成員

「基本制度ワーキングチーム」の構成員

◎末松 義規	内閣府副大臣
秋田 喜代美	東京大学大学院教育学研究科教授
池田 多津美	全国国公立幼稚園長会会長
○大日向 雅美	恵泉女学園大学大学院平和学研究科教授
岡本 直美	日本労働組合総連合会会長代行
奥山 千鶴子	NPO法人子育てひろば全国連絡協議会理事長
尾崎 正直	全国知事会子ども手当・子育て支援プロジェクトチームリーダー、高知県知事
菊池 繁信	全国保育協議会副会長
倉田 薫	全国市長会社会文教委員長、大阪府池田市長
駒村 康平	慶應義塾大学経済学部教授
坂崎 隆浩	日本保育協会理事
高尾 剛正	日本経済団体連合会少子化対策委員会企画部会長
田中 常雅	東京商工会議所人口政策委員会共同委員長
田中 啓	静岡文化芸術大学文化政策学部教授
中島 圭子	日本労働組合総連合会総合政策局長
北條 泰雅	全日本私立幼稚園連合会副会長
宮島 香澄	日本テレビ放送網解説委員
○無藤 隆	白梅学園大学子ども学部教授
両角 道代	明治学院大学法学部教授
山縣 文治	大阪市立大学生活科学部教授
山口 洋	日本こども育成協議会副会長
渡邊 廣吉	全国町村会常任理事、新潟県聖籠町長

「幼保一体化ワーキングチーム」の構成員

秋田 喜代美	東京大学大学院教育学研究科教授
入谷 幸二	全日本私立幼稚園連合会政策委員会委員長
大橋 由美子	全国国公立幼稚園長会副会長
○大日向 雅美	恵泉女学園大学大学院平和学研究科教授
尾崎 正直	全国知事会子ども手当・子育て支援プロジェクトチームリーダー、高知県知事
小田 豊	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事長
柏女 露峰	淑徳大学総合福祉学部教授
金山 美和子	NPO法人マミーズ・ネット理事・長野県短期大学講師
清原 慶子	東京都三鷹市長
木幡 美子	フジテレビジョンアナウンサー
佐久間 貴子	ベネッセスタイルケアチャイルドケア事業部長
佐藤 秀樹	全国保育協議会副会長
菅原 良次	全国私立保育園連盟常務理事
中島 圭子	日本労働組合総連合会総合政策局長
普光院 亞紀	保育園を考える親の会代表
古渡 一秀	NPO法人全国認定こども園協会副代表理事
○無藤 隆	白梅学園大学子ども学部教授
山縣 文治	大阪市立大学生活科学部教授
山口 洋	日本こども育成協議会副会長
渡邊 廣吉	全国町村会常任理事・新潟県聖籠町長

「こども指針（仮称）ワーキングチーム」の構成員

○秋田 喜代美	東京大学大学院教育学研究科教授
荒木 尚子	全国国公立幼稚園長会副会長
池 節子	栃木県家庭教育オピニオンリーダー連合会顧問
岡上 直子	全国幼児教育研究協会副理事長
小田 豊	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事長
島田 教明	日本保育協会保育問題検討委員会委員
竹下 美穂	保育園を考える親の会会員
田中 雅道	全日本私立幼稚園幼児教育研究機構理事長
藤森 平司	全国私立保育園連盟保育・子育て総合研究機構研究企画委員
松田 妙子	NPO法人子育てひろば全国連絡協議会理事
御園 愛子	全国保育士会顧問
○無藤 隆	白梅学園大学子ども学部教授
山縣 文治	大阪市立大学生活科学部教授
若盛 正城	NPO法人全国認定こども園協会代表理事
渡辺 英則	全国認定こども園連絡協議会副会長

※構成員であった大場 幸夫 大妻女子大学学長は、平成23年5月にご逝去

※表中の○は座長、○は座長代理。

# 社会保障改革の具体策、工程及び費用試算

「社会保障・税一体改革成案」  
(平成23年6月30日 政府・与党社会保障改革検討本部決定)より抜粋

	A 充実 (金額は公費(2015年))	B 重点化・効率化 (金額は公費(2015年))	C 工程	D 所要額(公費) 2015年	E 所要額(公費) 2025年
I 子 ど も ・ 子 育 て	<p>○ 子ども・子育て新システムの制度実施等に伴う地域の実情に応じた保育等の量的拡充、幼保一体化などの機能強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>0~2歳児保育の量的拡充・体制強化等(待機児童の解消)</li> <li>質の高い学校教育・保育の実現(幼保一体化の実現)</li> </ul> <p>→ 3歳未満児の保育の利用率 2010年 23% → 2014年 35%(2017年 44%)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>総合的な子育て支援(家庭や地域における養育の支援)の充実</li> <li>放課後児童クラブの拡充 → 放課後児童クラブの利用児童数 2010年 81万人 → 2014年 111万人</li> <li>社会的養護の充実</li> </ul> <p>➡ ○ 女性の就業率の向上 ☆ ○ 保育等の従業者の増加 ☆</p> <p>→ 女性(25~44歳)の就業率 2009年 66% → 2020年 73%</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>制度・財源・給付について 包括的・一元的な制度を構築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定制の導入による保育等への多様な事業主体の参入促進 ☆ 質を確保するための基準と併せて質の改善を図る</li> <li>幼稚園などの既存施設の有効活用や、小規模保育、家庭的保育などの多様な保育の推進</li> <li>国及び地方における実施体制の一元化 (「子ども家庭省(仮称)」の創設等)</li> </ul>	<p>新システム具体案を早期にとりまとめ</p> <p>税制抜本改革とともに、 早急に法案提出</p>	0.7兆円程度	1兆円超程度
子ども子育て計	<p>充実計 (2015年)</p> <p>0.7兆円程度</p> <p>※ 税制抜本改革以外の財源も含めて 1兆円超程度の措置を今後検討</p>	<p>重点化・効率化計 (2015年)</p> <p>—</p>		<p>0.7兆円程度</p> <p>※ 税制抜本改革以外の 財源も含めて 1兆円超 程度の措置を今後検討</p>	<p>1兆円超程度</p> <p>※ 左記の措置に 係る所要額に ついては、 新システムの 検討において 今後検討</p>

「☆」成長戦略に特に関係が深い項目